地域再生計画について (第39回認定申請分)

1 地域再生計画の申請について

平成28年度からの「地方創生推進交付金」の創設については、地域再生制度のもと、 地域再生計画と連動する施策として位置付けられたため、推進交付金の申請にあたっては 地域再生計画の申請も合わせて求められるものである。

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、地方創生推進交付金を受けることが出来る。

※ 地域再生制度: 地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

2 事業概要

産(市内大規模事業所)、学(亜細亜大学)および官(市)が連携し、外国人留学生を活用した子育で・子ども支援事業を推進する「留学生版 CCRC (Child Care support by Ryugakusei Community (※市による造語))」を構築し、3 者が互いに WIN-WIN となる、グローバル化を見据えた包括的な子育で・子ども支援事業や、産の食品ロスを活用したこども食堂などを展開する。あわせて公共施設マネジメントの視点を踏まえ、閉園した市立幼稚園用地に近隣の2 児童館を機能移転した新児童館を拠点整備し、施策の推進を図る。(別紙「三者の包括連携イメージ図」を参照)

3 地域再生計画のイメージ

A 4 用紙 数枚程度の計画を作成(別紙「地域再生計画のイメージ」を参照)

<u>4 今までの経過</u>

6月下旬 地域再生計画(第39回)および推進交付金実施計画の申請期限

8月下旬 地域再生計画の認定、推進交付金の交付決定